

「診療報酬債権譲渡の規制を求める署名」 ご協力をよろしくお願いします！！

私たちは医療法人南労会（松浦診療所・大阪市港区、紀和病院・和歌山県橋本市）の労働組合です。南労会は33年前、大阪地域の官民の労働組合の協力の下、「労働者の健康と命を守る」医療拠点として設立されましたが、19年前、松浦理事長と若杉常務理事の変節による団結権破壊・組合つぶしが始まりました。以降、役員ら12名が不当解雇され、組合員に対してだけ賃上げ・一時金が支払われず、その額は約4億円に達しています。私たちは不当解雇の撤回、未払い賃金の支払い、労働組合の尊重と謝罪、労働者医療機関の再建を求めて闘いつづけてきました。

南労会紀和病院の

診療報酬債権全額を譲渡

南労会・松浦理事長の組合つぶし最優先の経営、法人の私物化と野放図な拡大路線はへ融資のための施設拡大という転倒した経営構造を生み出してきました。その行きついた果てが診療報酬全額を向う3年間にわたり、全額、ノンバンクに債権譲渡するという事態でした。

診療報酬はいわば保険医療行為の「売上げ」ですが、支払基金からお金が振込まれるのは2ヶ月後です。南労会は、これを一カ月早くノンバンクに立替払いしてもらおう為に診療報酬を担保として差し出していたわけです。これは全く秘密裏に行われました。

賃金の源である診療報酬は

保護されるべき！

診療報酬は法人収入の大部分を占めており、過半が賃金や社会保険料など人件費です。それを労働者・労働組合の合意もなしに勝手に他人に譲渡することがどうして許されるのでしょうか。

労働基準法は賃金について「全額払い・直接払い」を義務づけており、その前提は経営者の賃金確保義務です。破産法でも労働債権は保護され、年金でもこれを担保に融資することは出来ません。賃金

の源であり、公的資金である診療報酬を債権として譲渡すること自体に国の規制が必要なのです。

さらに南労会には億単位の未払い賃金があり、診療報酬債権譲渡は強制執行妨害行為でもあります。

現在、地域の労働組合の協力の下、「診療報酬債権譲渡に規制を！」を求める署名運動を行っています。裏にありますが、是非ご協力下さい。

南労会は過料100万円を払え

10月28日、大阪地裁より、南労会に過料百万円の支払を命じる決定文が届きました。昨年3月、東京地裁が出した緊急命令に従っていない南労会の労組法違反行為に対する制裁です。

緊急命令は、95年4月～2001年1月まで組合員から賃金カットした額の明細を示して支払えと命じました。その額は組合員総額で約2千8百万円ですが、南労会は勝手な屁理屈をつけて50数万円しか払いませんでした。

南労会は過料決定に如何なる態度をとるのか？！

百万円は国に支払う金ですが、私たちはこの決定を武器として徹底的に南労会および南労会を助けてきた行政、金融機関を追及し、南労会闘争を勝利させる決意です。ご支援・連帯をお願いします。

○九年十一月一日

行政訴訟と中労委闘争も闘ってまう！

◇11月30日(月)
判決・佐藤執行委員解雇事件
13時15分／東京高裁808号

◇12月14日(月)
判決・98-99年賃金未払事件
13時10分／東京地裁631号

◇10年1月27日(水) 13時30分～
中労委審問・三役解雇事件
証人…小松委員長・若杉常務理事

全国金属機械労働組合
港合同／同 南労会支部
大阪市港区南市岡3-6-26
電話 6583-4858

労組法違反の(医)南労会に過料100万円の決定